

大川広域行政組合さざんか荘（特別養護老人ホーム：指定介護老人福祉施設）  
運営規程

〔平成15年 3月31日〕  
訓 令 第 7 号

|    |                   |                   |
|----|-------------------|-------------------|
| 改正 | 平成16年 2月25日訓令第 4号 | 平成16年 3月22日訓令第 7号 |
|    | 平成16年 9月 6日訓令第25号 | 平成17年 9月29日訓令第15号 |
|    | 平成18年 3月24日訓令第11号 | 平成19年 3月29日訓令第 9号 |
|    | 平成20年 3月29日訓令第 3号 | 平成21年 3月31日訓令第 3号 |
|    | 平成21年 8月28日訓令第 5号 | 平成22年 3月30日訓令第 4号 |
|    | 平成23年 3月10日訓令第 2号 | 平成23年11月25日訓令第 3号 |
|    | 平成24年 3月30日訓令第 2号 | 平成24年 6月29日訓令第 7号 |
|    | 平成24年 9月28日訓令第12号 | 平成25年 3月26日訓令第 4号 |
|    | 平成25年 5月29日訓令第 6号 | 平成25年 9月30日訓令第 8号 |
|    | 平成26年 1月24日訓令第 1号 | 平成26年 3月31日訓令第 3号 |
|    | 平成26年 9月30日訓令第 5号 | 平成26年10月31日訓令第 6号 |
|    | 平成27年 3月31日訓令第 4号 | 平成27年 7月16日訓令第 7号 |
|    | 平成29年 3月31日訓令第 4号 | 平成30年 3月30日訓令第 4号 |
|    | 平成31年 3月29日訓令第 5号 | 令和元年 9月27日訓令第 9号  |
|    | 令和 2年 3月30日訓令第 4号 | 令和 3年 3月30日訓令第 1号 |
|    | 令和 3年 7月27日訓令第 4号 | 令和 3年 9月10日訓令第 6号 |
|    | 令和 3年12月27日訓令第 7号 | 令和 4年 3月30日訓令第 4号 |
|    | 令和 4年 9月30日訓令第 6号 | 令和 6年 3月28日訓令第 2号 |
|    | 令和 6年 5月30日訓令第 3号 | 令和 6年 7月22日訓令第 7号 |

（目的）

**第1条** この規程は、大川広域行政組合（以下「組合」という。）が設置するさざんか荘（特別養護老人ホーム：指定介護老人福祉施設。以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員（以下「職員」という。）が、要介護状態にある者に対し、適正な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

**第2条** 職員は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、栄養管理、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

2 職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の

保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

（施設の名称等）

**第3条** 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さざんか荘（特別養護老人ホーム）
- (2) 位置 香川県さぬき市大川町田面360番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

**第4条** 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）

管理者は、介護保険法（平成9年法律第123号）の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適宜かつ適切に把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 嘱託医師 2人（非常勤）

嘱託医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導に当たる。

- (3) 生活相談員 1人以上（常勤）

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るための相談、援助等に当たる。

- (4) 看護職員 3人以上（常勤換算、うち1人以上は常勤）

看護職員は、利用者の健康管理及び療養上の世話を当たる。

- (5) 介護職員 14人以上（常勤換算）

介護職員は、利用者の入浴、排せつ、食事等の介護に関する業務に当たる。

- (6) 機能訓練指導員 1人以上（常勤、看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関する業務に当たる。

- (7) 介護支援専門員 1人以上（常勤、生活相談員と兼務）

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務に当たる。

- (8) 管理栄養士 1人以上（常勤換算、うち1人は常勤）

管理栄養士は、利用者の栄養管理に関する業務に当たる。

- (9) 調理員 3人以上

調理員は、調理に関する業務に当たる。

（入所定員）

**第5条** 利用者の定員は、50人とする。

（施設の業務の内容及び利用料その他の費用の額）

**第6条** 施設の業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- (2) 相談及び援助
- (3) 社会生活上の便宜の供与
- (4) 機能訓練
- (5) 栄養管理
- (6) 健康管理及び療養上の世話

(7) その他必要と認めるもの

- 2 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料その他の費用の額は、別表第1から別表第4のとおりとする。また、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月当たりの総単位数に、介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）として11.3%を乗じた単位数を算定する。
- 3 第2項に規定する費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、書面による事前の説明をした上で、書面による支払の同意を受けなければならない。
- 4 前項で同意を受けた費用の額は、介護保険制度の改正又は施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、管理者が必要と認めるときはその費用の額を改定するものとする。この場合において管理者は、改定した内容について書面による事前の説明をした上で、再度支払いの同意を受けなければならない。

（施設の利用に当たっての留意事項）

**第7条** 施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦に努めるものとする。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
- (3) けんか、口論又は暴行等、他人の迷惑になることをしないこと。
- (4) 他の利用者又は職員等に対する著しい暴言や暴力、ハラスメントを行わないこと。

（緊急時等における対応方法）

**第8条** 職員は、指定介護福祉施設サービスの提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 施設は、利用者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関をあらかじめ定めるものとする。

（非常災害対策）

**第9条** 管理者は、災害防止及び利用者の安全を守るため、次の事項を行わなければならない。

- (1) 消火器、非常口、警報装置その他防災に関する設備を常に完備しておくこと。
- (2) 屋内配線、煙突その他発火しやすい個所の点検を随時行うこと。
- (3) 非常災害その他急迫の事態に対しとるべき措置につき具体的な実施計画を立て、定期的避難搬出その他必要な訓練を実施すること。
- (4) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に対し周知を行うこと。

（事故発生時の対応）

**第10条** 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故の原因を解明し、再発防止のための必要な措置を行うものとする。

- 2 指定介護福祉施設サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事故発生の防止のための指針を整備するものとする。
- 4 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。
- 5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置く。

（個人情報保護の保護）

**第11条** 施設は、利用者の個人情報について次の各号に定める法令及び条例等（以下、この条において「法令等」という。）を遵守し、個人情報の適切な取扱いに努めるものとする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (2) 大川広域行政組合個人情報保護条例（令和5年大川広域行政組合条例第1号）
- (3) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（平成17年3月厚生労働省策定）
- (4) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月個人情報保護委員会・厚生労働省策定）

2 施設が得た利用者の個人情報は、施設での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的のため自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、法令等の規定により自ら利用し、又は提供を必要とするときは、必要に応じて利用者本人又はその代理人の了解を得るものとする。

（苦情処理）

**第12条** 施設は、提供した指定介護福祉施設サービス等に対して利用者又はその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置くものとする。この場合において担当職員は、解決に向けて苦情の内容を調査し、必要な改善の措置を講じるとともに、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

**第13条** 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- (2) 職員研修 年2回

（身体的拘束の適正化のための措置）

**第14条** 職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に伴い、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 職員は、緊急やむを得ず利用者に対して身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 施設は、身体的拘束の適正化を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

4 身体的拘束の適正化のための指針を整備するものとする。

5 職員に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

6 施設は、前4項に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置くものとする。

（虐待防止のための措置）

**第15条** 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うものとする。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

3 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。

5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置く。

（衛生管理及び健康管理）

**第16条** 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供中に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等の措置を講じるとともに、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 施設は、職員に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 施設は、食中毒及び感染症の発生及びまん延防止のため、定期的な委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等の必要な措置を行うものとする。

4 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備するものとする。

5 施設は、前2項に掲げる措置を適切に実施するための担当職員を置く。

6 施設は、利用者に対する口腔衛生の管理について対応するために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

**第17条** 施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定介護老人福祉施設サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、定期的な研修及び訓練の実施、業務継続計画の見直しを行うものとする。

（守秘義務）

**第18条** 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（業務管理体制）

**第19条** 施設は、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者を選任し、適切な業務管理に努めるものとする。

（補則）

**第20条** この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、組合管理者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月25日訓令第4号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月22日訓令第7号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月6日訓令第25号）

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月29日訓令第15号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 従来型個室に係る介護報酬の適用に当たっては、既入所者及び新規入所者それぞれについて、次の経過措置を講ずることとし、当該経過措置の適用を受けている期間においては、特別な室料を求めることはできないこととする。

(1) 平成17年9月30日において従来型個室に入所しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所する者に対して、介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、多床室に係る介護報酬を適用する。

(2) 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものについては、多床室に係る介護報酬を適用する。

ア 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、当該個室への入所期間が30日以内である者

イ 居住する居室の居住面積が一定以下（特養：10.65㎡、老健：8㎡、介護療養型：6.4㎡）の居室を利用する者

ウ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

附 則（平成18年3月24日訓令第11号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月29日訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第3号） 抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月28日訓令第5号）

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月10日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月25日訓令第3号）

この訓令は、平成23年11月26日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日訓令第7号）

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日訓令第12号）

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月29日訓令第6号）

この訓令は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年9月30日訓令第8号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年1月24日訓令第1号）

この訓令は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日訓令第5号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日訓令第6号）

この訓令は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月16日訓令第7号）

この訓令は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日訓令第9号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月27日訓令第4号）

この訓令は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和3年9月10日訓令第6号）

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和3年12月27日訓令第7号）

この訓令は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日訓令第6号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日訓令第2号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月30日訓令第3号）

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和6年7月22日訓令第7号）

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料（多床室）

（単位：円／日）

| 区分         | 利用料         |             | 居住費 | 食費<br>(1日当たり) | 利用者<br>負担額 |       |
|------------|-------------|-------------|-----|---------------|------------|-------|
|            | サービス<br>利用料 | 負担額<br>(1割) |     |               |            |       |
| 利用者基準費用額   | 要介護1        | 5,890       | 589 | 915           | 1,445      | 2,949 |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 915           | 1,445      | 3,019 |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 915           | 1,445      | 3,092 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 915           | 1,445      | 3,162 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 915           | 1,445      | 3,231 |
| 利用者負担第1段階  | 要介護1        | 5,890       | 589 | 0             | 300        | 889   |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 0             | 300        | 959   |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 0             | 300        | 1,032 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 0             | 300        | 1,102 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 0             | 300        | 1,171 |
| 利用者負担第2段階  | 要介護1        | 5,890       | 589 | 430           | 390        | 1,409 |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 430           | 390        | 1,479 |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 430           | 390        | 1,552 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 430           | 390        | 1,622 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 430           | 390        | 1,691 |
| 利用者負担第3段階① | 要介護1        | 5,890       | 589 | 430           | 650        | 1,669 |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 430           | 650        | 1,739 |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 430           | 650        | 1,812 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 430           | 650        | 1,882 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 430           | 650        | 1,951 |
| 利用者負担第3段階② | 要介護1        | 5,890       | 589 | 430           | 1,360      | 2,379 |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 430           | 1,360      | 2,449 |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 430           | 1,360      | 2,522 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 430           | 1,360      | 2,592 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 430           | 1,360      | 2,661 |

別表第2（第6条関係）

指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料（従来型個室）

（単位：円／日）

| 区分         | 利用料         |             | 居住費 | 食費<br>(1日当たり) | 利用者<br>負担額 |       |
|------------|-------------|-------------|-----|---------------|------------|-------|
|            | サービス<br>利用料 | 負担額<br>(1割) |     |               |            |       |
| 利用者基準費用額   | 要介護1        | 5,890       | 589 | 1,231         | 1,445      | 3,265 |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 1,231         | 1,445      | 3,335 |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 1,231         | 1,445      | 3,408 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 1,231         | 1,445      | 3,478 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 1,231         | 1,445      | 3,547 |
| 利用者負担第1段階  | 要介護1        | 5,890       | 589 | 380           | 300        | 1,269 |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 380           | 300        | 1,339 |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 380           | 300        | 1,412 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 380           | 300        | 1,482 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 380           | 300        | 1,551 |
| 利用者負担第2段階  | 要介護1        | 5,890       | 589 | 480           | 390        | 1,459 |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 480           | 390        | 1,529 |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 480           | 390        | 1,602 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 480           | 390        | 1,672 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 480           | 390        | 1,741 |
| 利用者負担第3段階① | 要介護1        | 5,890       | 589 | 880           | 650        | 2,119 |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 880           | 650        | 2,189 |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 880           | 650        | 2,262 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 880           | 650        | 2,332 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 880           | 650        | 2,401 |
| 利用者負担第3段階② | 要介護1        | 5,890       | 589 | 880           | 1,360      | 2,829 |
|            | 要介護2        | 6,590       | 659 | 880           | 1,360      | 2,899 |
|            | 要介護3        | 7,320       | 732 | 880           | 1,360      | 2,972 |
|            | 要介護4        | 8,020       | 802 | 880           | 1,360      | 3,042 |
|            | 要介護5        | 8,710       | 871 | 880           | 1,360      | 3,111 |

- 備考
- 1 サービス利用料金及び加算料金は、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に定める割合を乗じた額とする。
  - 2 栄養マネジメント強化加算（110円/日）は、指定介護老人福祉施設における常勤の管理栄養士を1名以上配置し、低栄養状態のリスクが高い利用者に対し、栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行うとともに、利用者毎の栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施した場合に加算する。
  - 3 療養食加算（60円/回）は、医師の指示に基づく栄養食を提供した場合に1日3食を限度とし、加算される。
  - 4 口腔衛生管理加算Ⅰ（900円/月）は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、当該歯科衛生士が月2回以上の口腔衛生等を行うとともに介護職員に対する具体的な技術的助言等を実施した場合に加算される。
  - 5 看護職員の雇用状況により、看護体制加算（Ⅰ）イ（60円/日）又は看護体制加算（Ⅱ）イ（130円/日）のいずれか若しくはその両体制加算が加算される。
  - 6 新規利用者の総数のうち、認知症の利用者の占める割合が100分の65以上であり、介護福祉士の数が常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置している場合、日常生活継続支援加算Ⅰ（360円/日）が加算される。
  - 7 上記加算の該当がない場合は、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（220円/日）、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（180円/日）、サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（60円/日）のいずれか加算される。
  - 8 看取り介護加算は、看取り介護を行った場合において、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき720円、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき1,440円、死亡日の前日及び前々日については1日につき6,800円、死亡日については1日につき12,800円を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。
  - 9 入所した日から起算して30日以内の期間又は30日を超える入院後に再び入所した場合、初期加算（300円/日）を算定する。
  - 10 安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成、委員会の開催、職員に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合、入所初日に限り200円を加算する。
  - 11 協力医療機関連携加算は、相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携しており、かつ、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合に、1月につき500円が加算される。ただし、令和7年3月31日までの間は、1月につき1,000円を加算する。
  - 12 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）は、第二類協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、かつ、協力医療機関等との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に連携し適切に対応する場合であって、

加算の届出を行なった医療機関等が実施する院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に、1月につき100円を加算する。

- 13 新興感染症等施設療養費は、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行なった上で、サービスを提供した場合、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき2,400円を加算する。

別表第3（第6条関係）

| 減算名            | 内 容   |
|----------------|---|
| 安全管理体制未実施減算    | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき5単位（50円）を利用者全員について所定単位数から減算します。  |
| 栄養管理に係る減算      | 栄養士又は管理栄養士の員数若しくは指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第17条の2に規定する基準を満たさない事実が生じた場合は、1日につき14単位（140円）を利用者全員について所定単位数から減算します。 |
| 身体的拘束廃止未実施減算   | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。   |
| 業務継続計画未策定減算    | 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を利用者全員について所定単位数から減算します。   |

別表第4（第6条関係）

## その他の費用の額

| 内 容  | 金 額      |
|--|----------|
| 特別な食事の提供（厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な食事の提供に係る基準による。）   | 実費       |
| 理美容代   | 実費       |
| サービス提供記録等に関する複写物の交付  | 1枚につき10円 |
| 利用者の希望により、教養・娯楽、レクリエーション等に伴う費用   | 実費       |
| 指定介護福祉施設サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適切と認められる費用（おむつ代は除く。） | 実費       |